

第1回行政改革推進委員会 議事録

日時：令和3年7月26日（月）14：00～16：40

場所：村上市役所 4階 大会議室

【出席者】

馬場委員長、村山副委員長、石黒委員、太田委員、山ノ井委員、本田委員、瀬賀委員

【市側】

高橋市長、東海林総務課長、大滝企画財政課長、榎本財務管理室長、五十嵐行政改革推進室長
齋藤総務課係長、鍋倉企画財政課係長、佐藤総務課主査

1 開 会

(齋藤係長)

定刻になりましたので、ただ今から第1回村上市行政改革推進委員会を開催します。私はこの委員会の庶務を担当いたします、総務課の齋藤と申します。委員長が選出されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日の委員会の開会にあたりまして、委員の出席状況をご報告いたします。本日の出席委員は7名で、委員定数7名の過半数を超えており、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

2 市長あいさつ

(齋藤係長)

日程2。市長あいさつです。高橋市長よりご挨拶申し上げます。

(高橋市長)

こんにちは。

本日、東京五輪のスケートボードで日本代表選手がメダルを獲得しました。心からお祝いをお伝えしたいと思います。いずれも10代の選手です。10代の若い世代が、このような新しいジャンルに果敢に飛び込んでいく。果敢に挑戦をしている。こういった想いを我々はしっかり受け止めながら、まちづくりにも言えることなんだろうと思っておりますが、今ここで暮らしている人がしっかり豊かな生活を送られること。これはもちろんであります。次の世代を担う多くの人材が、勇気をもってこの地で自分の力を発揮できる。また、次の時代を築いていく。こういった取組ができる。そういったまちづくりとか、環境づくりが必要であると思っております。今回の結果に、勇気をもらいました。初代チャンピオンです。これは誇るべきことだろうと思っている次第でございます。

行政改革についてですが、後ほど少しお時間をいただきながら、村上市の現状を私の方からもお伝え申し上げたいと思っています。日々まちづくりを進めるに当たって、市民の皆様の福祉向上をしっかりと実現させていくために何が必要なのか。これまでやってきたことを振り返り、新たな第一歩を前に進めていく。そういうつもりで行政運営を行っているわけであり。その中で、大きなターニングポイントとしては平成20年の合併というものがありました。これまで半世紀にわたって、それぞれの自治体が創り上げてきたものを、それをひとつにまとめるというタイミングであったわけであり。これは非常にエネルギーのいることであったわけですが、そのエネルギーを使うことによって、大きな成果もたくさんできます。しかしながら、プラスの面とマイナスの面も当然あるわけであり。そのマイナスの部分はどう整理していくのか、これもまたエネルギーのいる話であろうと思っております。そうしたところを行革推進委員の皆様方から忌憚のないお話をさせていただければありがたいなと思っております。私も後ほどお話をさせていただきます公共施設のマネジメントプログラムの中では、詳らかにすべてをオープンにして議論していこうというのが基本的なスタンスであります。これから、実際にフリーハンドレベルでしっかりと再構築していくことが今必要なんだろうと思っております。人口が減少する社会。これを踏まえてしっかりとどういったまちづくりが必要なのか。これまでやってきたことを踏まえて、これからどうしていくべきなのかというところまで、結論を導き出したいと思っておりますので、是非、皆様方から忌憚のないご意見をいただきながら、次の世代にしっかりとつなぐことのできる行政改革。これを明らかにしていきたいと思っております。このことをよろしくお願いいたします。私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

3 委嘱状の交付

(斎藤係長)

ありがとうございました。続きまして次第3。委嘱状の交付を行います。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、委員の就任につきましてご承諾いただき、大変ありがとうございました。会に先立ちまして、委嘱状の交付を行いますので、自席にて市長より委嘱状をお受け取りください。それでは市長よりお願いいたします。

(高橋市長)

馬場健様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。石黒洋人様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。太田克様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。山ノ井道夫様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。村山優子様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。本田典子様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。瀬賀秀雄様、村上市行政改革推進委員会条例第3条第2項の規定により委員に委嘱します。令和3年7月26日村上市長高橋邦芳。

(齋藤係長)

本日は第1回目の委員会となりますので、委員の皆さんから一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

(馬場委員)

新潟大学法学部の馬場でございます。新潟に来て17年になります。村上にはここ数年お世話になっております。今回は何らかのお手伝いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

(石黒委員)

第四北越銀行村上支店長の石黒と申します。微力ながら、今回の委員を拝命しましたので、しっかりと任務に当たらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(太田委員)

司法書士法人海田法律事務所で行政書士をしております太田と申します。よろしくお願いいたします。行政改革推進委員ということで、これからの村上市の発展のために一生懸命頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(山ノ井委員)

皆さんお疲れ様です。村上商工会議所で今年度の会長をしております山ノ井と申します。事業所は株式会社ヤマノイという会社で廃棄物やりサイクルの事業を営んでおります。今回委員に選ばれた以上、青年部の会員が87名いますので、その声も聞きながら、この大好きな村上のために微力ではありますが、力になれるように頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(村山委員)

NPO都岐沙羅パートナーズセンターの副理事長をしております村山優子と申します。パートナーズセンターは、住民活動をしている組織なのですが、私も何かお手伝いできればと思っております。よろしくお願いいたします。

(本田委員)

塩野町まちづくり協議会から参りました本田典子と申します。まちづくり協議会からの推薦を受けて、この場に参加させていただいております。一市民として日頃感じていること。思っていること。要望などをこの場をお借りして意見を述べさせていただきたい所存でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

(瀬賀委員)

皆さん、こんにちは。名簿の7番一般公募の瀬賀秀雄と申します。今年の3月末まで6年間ほど地域の方の区長もさせていただいておりました。また、神林地域のまちづくり協議会の会長もさせていただいております。私も一般公募でございますので、市民目線で様々な意見があれば述べさせていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(斎藤係長)

ありがとうございました。続きまして事務局より自己紹介をさせていただきます。

(東海林課長)

村上市総務課長の東海林でございます。この春から異動になりました。よろしくお願いいたします。

(大滝課長)

私もこの4月から企画財政課のほうへ異動になりました。企画財政課長の大滝と申します。前職は農林水産課でございました。よろしくお願いいたします。

(榎本室長)

こんにちは。企画財政課で財務を担当しております榎本と申します。3年目になります。よろしくお願いいたします。

(五十嵐室長)

皆さんこんにちは。私は総務課の行政改革推進室の五十嵐と申します。行革の仕事は2年目になります。総務課自体は8年目となります。よろしくお願いいたします。

(鍋倉係長)

企画財政課財務管理室で財務を担当しております鍋倉と申します。よろしくお願いいたします。

(佐藤主査)

総務課の行政改革推進室の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

(斎藤係長)

先ほど来、進行をさせていただいております総務課の斎藤と申します。4月から担当しております。よろしくお願いいたします。

4 委員長・副委員長の選任について

(斎藤係長)

日程の4。委員長、副委員長の選任についてです。

村上市行政改革推進委員会条例第4条の規定によりまして委員の互選により定めることになっております。立候補又は推薦についてお諮りいたしますが、いかがでしょうか。

無いようであれば、事務局腹案を提案させていただきたいと思っております。委員長に馬場健委員。副委員長に村山優子委員をお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

(斎藤係長)

ありがとうございました。異議なしの声がございましたので、それでは委員長に馬場健委員、副委員長に村山優子委員が決定いたしましたので、前の席にご移動をお願いいたします。

それでは馬場委員長よりご挨拶をお願い致します。

(委員長)

委員長に選任していただきました、新潟大学の馬場でございます。先ほども少しお話をさせていただきましたが、ここ数年、村上の長津地区というところで、まちづくりのお手伝いを少しさせていただいております。ただ、だからと言って、僕は村上のことがわかっていると全く思いませんので、ここで何しらの村上の地域特性についてコメントすることは多分不可能であると考えております。他方で行政改革を考える上での視点を提案させていただいたり、提示させていただいたり、みなさんの意見を上手く整理させていただいたり、そういう役割をさせていただければと思っております。

皆様のご協力を賜ればと思っております。よろしくをお願いいたします。

(副委員長)

微力ですけれども、それぞれの立場で参加された委員の皆様のそれぞれの意見を上手くまとめて答申するということのお手伝いをさせていただきたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

(斎藤係長)

ありがとうございました。委員長が決まりましたので、条例第5条の規定によりまして委員長が議長となりますので、ここで進行を交代いたします。

馬場委員長。よろしくをお願いいたします。

5 諮 問

(委員長)

次第に従いまして諮問を行っていただきたいと思えます。

事務局より説明をお願いします。

(斎藤係長)

村上市行政改革推進委員会条例第2条の規定に基づきまして、市長より諮問いたします。

委員長、市長は前の方へお進みください。

(高橋市長)

村上市行政改革大綱の策定について諮問。村上市行政改革大綱の策定について、下記のとおり貴委員会の意見を求めます。

1 諮問事項 村上市行政改革大綱の策定。

2 諮問趣旨 人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化と多様化、高度化する住民ニーズに着実に
対応した効果的かつ効率的な行政サービスを推進し、持続するまちの実現を確実なものとする
行財政運営を図るため。

以上諮問いたしますので、よろしく申し上げます。

6 報 告

※公共施設マネジメントプログラムについて

(委員長)

それでは日程6の報告に入りたいと思います。

はじめに、公共施設マネジメントプログラムについて、市長よりご説明をお願いいたします。

(高橋市長)

それでは、貴重な時間をいただきまして私からは、事前に資料はお配りさせていただいていると承知
しておりますが、本市で取り組んでおります公共施設マネジメントプログラムについて、概要版をワン
ペーパーにまとめさせていただき、それと461の施設。これを可視化した別冊の施設別のものもお送り
をさせていただきました。相当の数量がありますので、ご覧いただきながらポイントだけ少しお話をさ
せていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、このワンペーパーにまとめたものでありますが、現在、村上市の一般会計の予算ベースは約
300億円で毎年度スタートさせていただいているわけでありましたが、平成20年の合併以後、予算規模的
にはほぼ同様の形で推移をしています。この間、第1次総合計画を8年間で取り組み、その後は第2次
の総合計画があり、地方創生の国の総合戦略。さらには、地方版の総合戦略を5年の期間で展開したわ
けであります。このベースとなるものが、人口ビジョンであります。そのような形の中で、第2次の総
合計画については5年間という形にさせていただきました。令和3年度、今年度が第2次総合計画の最
終年度となっています。現在、第3次の総合計画策定に向けて作業を進めているわけでありましたが、こ
の中でどうしても避けて通れないのが、人口減少社会の中で、こういった行財政運営を行っていく
のか。そのためには、市の資産であります公共施設。これをどういう形でしっかりと次世代に繋いでい
くのか。これが重要な視点になるということでもあります。

現在、平成28年に策定いたしました公共施設等総合管理計画。これは維持するの。廃止するの。移譲
するの。統廃合するの。いろいろな仕組みがあるわけで、こういうものを走らせてきたわけでありま
すが、これを今まさに我々の喫緊の課題として、しっかりとその方向性を確実なものとする。公共施設は
ハードの部分となりますが、道路とか橋とか、そういうものは除いてあります。ここでいう公共施設
は、飽くまで箱モノ的な公共施設という捉え方をさせていただいていいと思います。中には公園も入っ
てますが。そんな形で維持コストを考えながら、受益者であります市民の皆様へどのように効率的、有効
的なサービスを提供しているのか可視化をしっかりと、今後どうしていくのか考えていくべきだろう
ということで、今年3月であります、このプログラムをまとめまして、現在、各地域に出向きながら、
私が直接区長さん方へお話をさせていただいております。かなり突っ込んだ話もさせていただいてい

ますので、非常に刺激的な内容になっているのかもしれませんが、こういった形で捉えています。これをベースにして行政改革大綱が創り上げられます。行政改革大綱のまとめは、皆様をお願いしているわけですが、村上市の第3次の総合計画の大きな柱を成す部分であると捉えています。それとリンクする形でしっかりと予算付けがされ、将来の見通しが立てられるという。そういう村上市。また、村上市民にとっての羅針盤的なもの。こういうものの根幹をなすものを、今回、委員の皆様方をお願いをするのだなと思っています。

まず冒頭、それを申し上げまして、中を開いてください。

村上市の人口。後ほど、説明があると思いますが、わかりやすいのかと思い、この図を使わせていただいております。合併前の市町村の人口を足しておりますが、1955年がピークで94,000人台でありました。6月に今回の国勢調査の速報値が出ましたが、村上市は57,444人でありました。その前の国勢調査から、5,000人減っているのです。62,000人から57,000人でありますので、5,000人減っています。1955年のピーク時から村上市はずっと右肩下がりに人口が減少する社会。この中に我々はいらるのだということです。背景のグレイアウトしてるところですが、これは我が国の人口のグラフであります。我が国で見るとピークが2008年。1億2,808万人であったということを見ていただくとお分かりのとおりです。約半世紀前から村上市が人口減少する社会にある中、我が国においては2008年から減少している。そういう状況の中で、行政運営がなされてきたと言えると思っております。その中でいろいろな投資もありました。また、保健医療、福祉、教育、様々な場面場面で行政運営を行ってきたわけでありまして。それを背景に、人口がこのように推移してきたことが見て取れると思えます。こうしたことを踏まえて、公共施設のマネジメントをどうしていくのかということがいくつか書いてあります。人口減少に対する施策の方向性は下に書いてあります。最終的な目標としては、持続するまちの創造、これを目指していきたいということでありまして。右ページにあります行政改革の取組については、総合計画としっかりとリンクをさせていくんだということでも右に吹き出しがありますが、公共施設の適正管理からその柱立てに応じて物事を考え進めていく必要がある。それを可視化していく必要がある。それが行政改革大綱の役割なんだと捉えています。私は実際に各地区の区長会の会合に出向いて説明をさせていただいています。市の考え方を。概ね一時間弱位で話をさせていただいているのですが、一気呵成にやるということではなく、これをどういった行程表でやっていくかが右下のロードマップとなります。来年度に第3次の総合計画がスタートするわけですが、令和3年度、令和4年度がマネジメントプログラムをしっかりとした形で動かしていく集中期間という捉え方をしています。なぜかと申しますと、やはり急に変化をさせることが非常に難しい部分。ほぼほぼ合意がとれているものについては、すぐに移行ができるのですが、なかなか悩ましい部分もあると思えます。施設別のところで触れさせていただきませんが、非常に悩ましいものの積み重ねになるわけですので、令和3年度と令和4年度を集中期間として市民の皆さんと情報を共有する期間にしていき、方向性を明確にしてお互いが納得いく形で合意形成を図りながら進めていきたいとイメージしています。実際には、令和4年度にできるものから取り組んでいき、令和3年度、4年度を集中期間としますが、最後まで終わらないものも当然あります。時間がかかるもの。すぐにできるもの。いろいろあるのだらうと思っておりますので、その辺は流動的に対応していきたいと考えています。こういったことが大まかな流れということになります。

最後のページですが、461の公共施設をどう整理したのかということですが、施設の類型としては1から18までの類型に分けております。施設の方向性は、市内の各課を中心に検討した考え方でありま

す。建替え、拠点化から12番目の検討まであります。ご覧のとおり、現状維持の③、それと⑫の検討。ここに区分しておくのが非常に簡単です。簡単だというか、こうせざるを得ないというニュアンスの方が近いのかも知れませんが、ここを建て替えますよ。拠点化していきますよ。統廃合しますよ。縮小しますよ。廃止しますよ。誰もが「そうだね」とはすぐにはならないわけです。だから結果としてこうなってしまうのは仕方がないのだと思います。しかし、このままで行けば、これが次の世代へそのままスライドしていくわけですので、これではダメだろうと考えています。そういったことを率直に話させていただいているところでもあります。

この中で、特に特徴的なものを1つ2つ挙げたいと思います。施設別の冊子をお開きいただきたいのですが、1ページ目、2ページ目をお開きいただきたいと思います。施設別類型では行政庁舎にプロットされているものが7施設あります。現状維持が4つ。検討が3つになっています。この検討のうち1番上が市役所本庁舎です。検討というカテゴリーに区分されていますが、どういう考え方をしているのかというと、現状分析と課題・取組の欄に整理しております。昭和49年に建てて、その後平成12年に免震工事を行っていますが、長寿命化対策を全くしていませんので、今後どの程度の期間対応できる行政庁舎であるのか。当然考えていかなければならない部分です。ですから、このところを踏まえて検討となっていて、令和3年、4年で検討し、方針を最終的には令和5年度辺りには決定しなければならない。第4次の総合計画の中には庁舎の建替えも含めて記述する必要があると思っています。すでに議会からも、昨年ですか、この庁舎はどうするのかという代表質問をいただいております。したがって、明確にアテンドしていかなければなりませんので、例えば、やり方として基金の造成をスタートさせることを決めていくとか、そういうところまで可視化していかないと、なかなか先に進まないのだろうと思っています。本庁舎には、教育委員会がありません。教育委員会は朝日支所に設置しております。朝日支所にある教育委員会には、学校教育課が入っているのですが、生涯学習課は駅前のマナーポテ、生涯学習推進センターに入っています。上下水道課、今回、上水道と下水道を統合しまして、上下水道課にしたのですが、組織の統廃合という形でコンパクト化を図りましたが、その本庁機能は神林支所にあります。本庁機能が分散していることのメリットも当然ありますが、デメリットもありますので、これをどう整理していくのかをしっかりと議論して方向付けをしていく作業をしています。ナンバー2から5までですが、現状維持。支所を全部今の形のまま4つ現状維持という形で書いています。職員が現在750名で、類団と比較しますと若干余計。エリアも大きいので、私自身としては類似団体イコール村上市の組織が馴染むのか悩ましいところと思っていますが、支所があるのはいいのですが支所機能としてどうあるべきかを当然議論していかなければならないと思っています。2ページにありますナンバー6と7ですが、行政庁舎に区分されておりますが、合併前の旧村上市では岩船連絡所と上海府連絡所という連絡所を2つ持っていました。それが今でも存在し、行政機能を持たせています。ですので、市民の利便性は当然そこで確保されているのですが、それが現状のまま、これからも必要なかどうかをしっかりと議論すべきだろうと、岩船地区の区長会の皆様方に率直にお話を申し上げました。趣旨は理解できる。ただ、今まであったものがなくなる。機能が損なわれる。ということはなかなか受け入れ難いのは当然の話だと思います。ですから、それに代わるものを代替として用意するか、本当に必要なかどうかを真剣に議論する必要がありますよね。という話を率直にさせていただき、区長会の皆様方からは非常に前向きに理解をいただきました。これまでなかなかこの議論を表に出すだけでも大変だったのですが、それが議論できる。それだけ環境が変化しているのかなという感想と

同時に、皆さん方が「よし、これでいける。これならいける。」というまとめ方をしないとダメだなということも改めて思った次第であります。上海府地域のコミュニティセンターも同様であります。瀬波地区の区長会でもこのお話をさせていただきました。この後、上海府地区の区長会でもお話をすることがあると思っています。この間、上海府小学校が瀬波小学校に統合しました。ですので、上海府小学校は廃校になっているのです。その場所で上海府地区の地域のまちづくり協議会の皆さんがなんとかして地域コミュニティの拠点として活用していきたい。子供たちは学校が統合して瀬波小学校に通っていますが、家はこっちにあるわけです。今、夏休み期間中ですので、そこを拠点にして活動をしています。そうしたときにまちづくり協議会としっかりと連携する仕組みとか、上海府連絡所が機能を変化させながら、そこと連携していく。また、施設がひとつあれば、いろんな機能をそこで複合化できるのかわかりと議論していく必要があると提案しながらお話をしております。右の方に工程表がありますが、年次ごとに整理をして、その方向性を決定していきたいという、現段階での整理です。ですので、これが当然後ろに行ったり、前に行ったりという変化をしていくものとご理解いただければと思います。

それと、もう1つ27ページを開いていただけますでしょうか。施設類型8の観光施設に分類しているものがいくつかあるのですが、100番目に蒲萄スキー場があります。これを検討という方向性に区分していますが、ここ2年間、2シーズン、雪不足とコロナ禍の中で営業できていません。平年ベースでいたい5,000万円程度の予算を投入しています。そのうち収益が約1,000万円ですから4,000万円の持ち出しで冬のレジャー施設として維持しています。それと同時に大きなメリットもあったと思っていますのですが、合併後の各小中学校の子ども達が冬に全員スキー教室をやります。これは、なかなか雪国にいる我々でもスキーをやるようにしていない子もいるのです。そうした経験をさせることができた。非常に大きなメリットだと思っていますし、そんな中でどんどんどんどん先に進んでいる子もいます。村上市には冬のオリンピックの偉人であります平野歩夢選手がいるわけで、そういった意味ではスノーボード人口も非常に多くのユーザーがいる。村上市のスケートパークも、冬のスノーボードとリンクをしていきます。スケートパークでの利用も低年齢層の多くの子ども達が使っておりますので、結果として初心者教室だけで足りなく、初心者から中級も上級という形でクラス分けをしなければ対応できないぐらい多くの子ども達から来ていただいているのですが、そこにも作用している。だから、その5,000万円投入して1,000万円の収益で運営している。この投資の仕方のあり方ですね。福祉の向上。教育の向上。と見ていくという視点があるわけですので、そこを我々の体力の中でどこまでやっていくかを率直に議論していかなければならないと考え、方向性としては令和4年度中に出していきたい。ただ、利害関係者がいっぱいいます。地権者もいらっしゃいます。いろんな方がいらっしゃいますので。これまでも蒲萄スキー場活性化協議会の皆さんと、少しずつですが議論させていただいております。そうすると、冬場の雇用の場の確保ということも論じられています。それがイコールこれを運営することとしてマッチングしているのかは、率直に議論する必要があると考えています。投資の効果は。投資額に対してどうなのか議論をしていかなければならないと思っていますところでもあります。

それと、もう1つだけお話ししたいと思いますが、56ページをお開きいただけますでしょうか。スポーツ施設を施設類型15に区分してあります。体育館にも現状維持、検討が混在をしていますが、この中で実は待ったなしの部分があるのかあって、真ん中の欄の施設の状態の部分ですが、耐震不適合に残念ながら丸が付いている施設がありまして、荒川の総合体育館、1つ飛んだ下の朝日の総合体育館のナンバ

一246と248ですね。その下に地区の体育館があるのですが、瀬波体育館、山辺里体育館。これも耐震不適合。耐震不適合ですが、避難所になっている。これはなかなか厳しい状況であります。耐震不適合の施設に避難所として避難させるのか。という本当に厳しい議論になるのです。ですので、待ったなしで耐震化しましょうという話に本来であればなるのですが、現状できていないという悩ましさがあります。それでは、これを休止してこっちを動かして、動かしている間はこっち側が指定避難所になると。直している間は、別なところになるという議論を本来しなければならないのですが、なかなかできていないというのが現状であります。ですから、現状維持とは書いてありますが、現状を維持しながら、その中でしっかりとしたその形に変化させていくことも必要であろうと思っております、検討はもう待ったなしの検討ということになっています。このような課題を抱えているんだという形です。これらを踏まえて、まず目に見えるものをしっかりとどのようにしていくのか。これは、施設の方向性にあるとおり、新設、用途変更もあるわけです。用途変更は、イメージしているのが廃校となった施設は、民間からのオファーもありますので、どんどん民間に譲り渡していき、市の手から離していくことも考えています。先ほどの庁舎の部分でも触れましたが、これが新築になるのか改築になるのか又はどこかの施設をリフォームして使うのか、これはまた別の話ですが、そのようなことも含めて検討して新設という選択肢もあるのだということです。全部が全部、施設を縮小していくという考え方は、私は持っていません。そんなところを踏まえて率直に議論させていただいております。施設の方向性が定まったら動かしていく。いよいよ動かしていかなければ、将来に向けて持続することができませんので、そうしたことを進めていくためにも、行政改革大綱の大方針をしっかりと皆様方からご議論をいただき、創り上げていくことが非常に重要だと思っておりますので、今回時間をいただきまして、私の方から現状、どのような形で行革に取り組んでいくのか。とりわけ公共施設の部分について、どういう意識を持って市民の皆さんと向き合っているのかを、私からお知らせをさせていただきました。

委員長、副委員長には、いろいろな面でお力をいただきながら、各位の皆様方からのご意見を踏まえて、私どもにご指導をいただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。

それでは、今の市長からのご説明についてご質問、ご意見がございますでしょうか。

(なし)

よろしいでしょうか。

6－（１）村上市の現状（市勢・人口）について

(委員長)

次に6（１）になります。村上市の現状について説明していただきたいと思っております。このことについて、事務局から事務連絡があります。

(五十嵐室長)

事務連絡をさせていただきますが、報告事項の（１）、（２）につきましては、スライドを使う予定で

ございます。恐れ入りますが、委員長さんと副委員長さんは自席の方へ移動していただきたいと思います。スライドの準備をしますので、しばらくお待ちください。あわせまして、石黒委員につきましては、都合によりこの時間での退席となりますので、ご了承いただきたいと思います。それでは準備しますので、暫くお待ちください。

(スライド準備)

それでは、私から次第6、報告事項の(1)村上市の市勢、人口について説明申し上げたいと思います。資料N02をご用意ください。表紙を1枚めくっていただき、面積、1、土地利用状況について説明させていただきます。大変恐れ入ります。ページ右下にページ番号をふっておりますが、2ページとなっておりますが1ページの誤りとなります。その次も3ページとなっておりますが2ページの誤りでした。大変申し訳ございませんでした。それでは、新潟県村上市の状況について、説明させていただきます。みなさんご存知のとおり、村上市は新潟県の一番北に位置しております。隣接は胎内市、関川村。山形県の鶴岡市、小国町、西川町と隣接しております。先ほど市長の話の中でもありましたが、平成20年4月に5市町村が合併し、現在の村上市となっております。面積の方ですが、1,174.17km²。これは、新潟県の中で最大であり、新潟県全体の面積が12,584km²ですので、県全体の9.3%を村上市が占めているという状況となっております。面積の方ですが、全国で最小の面積の県とよく比較されるのですが、これが四国の香川県。こちらは、1,877km²ですので、県のレベルに迫る面積を有している状況であるということです。土地利用状況のところにありますとおり、面積の大半の7割が国や県、市が管理する土地。山ですとか河川敷。あと海岸ですとか、それが約7割。そのような特徴があります。また、土地利用状況の特徴としましては、山北や朝日地区の川沿い、谷沿いに小規模集落が点在しているという特徴がございます。逆に、荒川や神林でも点在してるところもありますが、コンパクトに平地に集まっている。村上の大栗田という集落は、門前の奥の方に点在してる状況でございます。次に一枚めくっていただきまして。産業別15歳以上就業者数について説明させていただきます。昨年度、国勢調査があったわけですが、まだ確定値が出ておりませんので、令和2年度の数値となりますが、1次産業が3,021人で全体の1割です。そこで、30年前からどのような変化があったかということ、30年前は1次産業が5,912人で2,891人減少しており、当時の全体に占める割合は15.15%でした。2次産業につきましては9,507人で、全体の約3割を占めております。これも30年前の状況を見ますと15,612人で、6,105人減少しており、当時は2次産業が40.01%を占めておりました。3次産業ですが17,582人で約6割を占めております。これも30年前の数値を見ますと17,492人ですので、ほぼ横ばいで90人の減少。ただし、1次産業、2次産業が減少しているところ。3次産業の人数の変動がほぼなく、当時の占める割合としては44%でしたので、3次産業が占める割合が高くなっている傾向にあります。男女別の比較をしますと、女性の約7割の方が3次産業に従事していることがこのグラフで分かります。次に、都市基盤について説明させていただきます。こちらにありますとおり、道路の状況ですが、市道が約1,500kmであります。1,500kmというとかかなり長いなと感じるかと思うのですが、どれ位かと申しますと、村上を出て日東道を通って北陸道を通って、さらに中国自動車道を通って、まだまだ行って九州縦貫自動車道を通って鹿児島市まで行くような、これくらいの距離があります。ただ、これらすべてが舗装された道路というわけではなく、砂利道、そういったものも含めた延長になっております。除雪している延長が623km。これだけの距離の除雪が必要です。ここにお示ししているものは、市が管理している市道ですが、このほかに農道が156km、林道が327km。これだけの道路を市が管理してるということになります。上下水道の状況です

が、水道の配管延長は上水道と簡易水道を合わせて691km。普及率としては、ほぼ100%に近い普及となっております。下水道の管渠の延長ですが、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水を合わせますと673.8km。これらは、ほぼ地下埋設ということになりますので、維持するのにも相当な経費がかかるという状況です。

次に人口の推移です。人口の推移の右上のグラフにつきましては、先ほど市長から説明があったとおりです。日本全体の人口推移に比べて、村上市は速いペースで人口減が進んでいるという状況です。その下のグラフですが、これは年齢3区分。年齢0から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口、65歳以上の老年人口の構成比を示したものです。この3区分について、全体を占める割合の変化を色がついたグラフで示しました。これを見ますと、年少人口の占める割合が減り、老年人口が増えていることが見て取れるかと思えます。年少人口。0から14歳までですが、一番多い時には33,755人。それが2020年には5,672人。2045年。今から約20年後ですが、2,931人。一番多かった1955年の1割以下になる見込みだと予想されています。これは15学年ですので、2,931を15で割ると200人を切る。一学年当たりの子どもの数が200人を切るというような予想がされております。これがどれくらいなのかとか考えてみると、私は村上第一中学校の出身です。当時の村上第一中学校では、一学年当たり300人以上いた中学生時代を過ごしたのですが、村上市には岩船中学校や山辺里中学校がある中で、村上第一中学校だけで300人位いた時代でした。それが広大な面積を有する村上市全体で200人を切るという状況がもうすぐ来る可能性があると言えます。とはいえ、子どもの数が減るからといって、子ども子育てに対するニーズがどうなるかということですが、昔はなかった病児保育ですとか未満児保育ですとか、子供の数が減っても新たなニーズが発生してきます。また、今後、老年人口が増えることによって、いろんなサービスを必要になってくる。このような状況になっております。

次に地域別の過去30年間の人口推移です。1990年からの30年間で19,000人の減少。率にして約25%減少しているので、人口が30年間で4分の3になったというのが現実でございます。その中で、やはり多少なりとも地区別の傾向がございまして、減少率が高いのは、山北地区、朝日地区。減少人数で見ますと村上地区が6,135人で人数としては最多です。荒川地区は減少率としては比較的緩やかではあるのですが、増加しているわけではなく、減少している。このような状況が見て取れるかと思えます。また、年齢3区分の構成についても、地域別に若干さまざまな特徴があるというのが村上市の現状です。先ほど来、人口推移についてご説明いたしておりますが、今後、よほどの社会情勢の変化がない限り、V字回復で人口増加局面になるということは、現時点では考えにくい状況です。今後も人口減少が進むことを前提に、今後の行政運営を考えていく必要があるのではないかと考えます。一方、本市の地理的な特徴といたしましては、冒頭申し上げましたとおり、広大な面積を有していること。そこに暮らす人々が点在している地域があること。こういった点が特徴的なところだと思います。人口減少局面の中、面積だけは変わらないわけですので、固定のコストがかかる一方、常に新たなニーズに的確に対応することが必要である。そういった現状の中に今の村上市がある。ということが言えると思えます。

それでは、私からの村上市の現状についての説明は以上とさせていただきます。

次に、財政状況について説明させていただきます。

6 - (2) 村上市の財政状況について

(榎本室長)

企画財政課財務管理室の榎本と申します。よろしくお願ひいたします。私からは、村上市の財政状況の説明をさせていただきます。合併して13年が経ちますが、これまでの決算の状況に加えまして、令和3年度の当初予算を踏まえて説明をさせていただきたいと思ひます。時間も限られておりますので、村上市の財政状況の中で特徴的なことを中心に説明したいと思ひています。資料N03について、画面にも映しますが数字は細かいところが見えにくいと思ひますので、資料と一緒に見ていただければと思ひております。早速、説明に移りたいと思ひます。

はじめに、村上市の歳入。収入について説明いたします。1ページ目になります。この円グラフについては、令和3年度の一般会計当初予算の歳入。収入を表しています。総額は317億円です。その内訳ですが、金額の多い第1位は地方交付税。全体の40%を占めております。第2位が市税。税収であります。これが全体の19%となっております。令和3年度の市税。税収についてですが、新型コロナウイルス感染症にかかる固定資産税の減免措置、所得の減少等によりまして個人、法人の市民税が大幅に落ち込むという見込みになっております。グラフの中心の部分。これが財源の内訳ですが、市税などの自主財源と呼ばれる部分が31%。地方交付税や国、県からの補助金。これらが依存財源と呼ばれております。これが69%ということで圧倒的に依存財源の比率が高くなっております。第1位の地方交付税、3位の国庫支出金これが国からの補助金でありますし、第4位の市債。市の借金ということになります。第5位の県支出金これが県からの補助金。これらはすべて依存財源になります。村上市の歳入。収入については、国や県に依存していることがよくわかると思ひます。

続きまして、2ページ、収入の中の市税。税収の推移について見て行きます。市税収入全体を10年前の平成22年度と比較しますと4億7,000万円減少している。個人市民税。一番下の水色の部分ですが、水色の部分はここ数年ほぼ横ばいで推移していますが、令和3年度。今年度については、新型コロナの影響で落ち込みますので、この後、回復するまでしばらく時間がかかると思ひます。オレンジの部分。少ないですが、これが法人市民税です。同じくコロナウイルスの影響によりまして減少しております。これも回復まで時間がかかるものと思ひます。グレーの部分が固定資産税になります。3年ごとに評価替えが実施され、評価替えの度に減少する傾向にあり、令和3年度についても評価替えの年でしたので、この数値よりも少し落ち込むという状態になっております。

次に、普通交付税の推移について。3ページを開きください。村上市の収入の40%を占める地方交付税ということになります。地方交付税のほとんどを占めますのは、普通交付税ということになります。このグラフでは、下の水色の部分からオレンジと黄色の部分まで、これを足して普通交付税というようなことになっております。グレーの部分につきましては、臨時財政対策債といいまして、市の借入金となるわけですが、国が普通交付税の代わりに借金をしてください。返済の時は全額を補填しますから。そういう制度となっておりますので、この表の中では一体のものとして比較をしております。上の方の黄色の部分ですが、これは普通交付税の合併算定替えといいまして、合併により恩恵を受けている金額ということになります。普通交付税については、一般的に合併すると減額となります。しかし、合併してしばらくの間は合併の恩恵ということで、特例が受けられる制度がございます。合併後8年。27年までですが、合併しなかった場合の計算が適用されまして、合併前の多い金額を受け取ることができまし

た。最大で25年のところを見ていただきますと、27億9,000万円の恩恵を受けていたということになります。これが28年度から経過措置によりまして段階的に減少していきまして、令和2年度。ちょっと見にくいですが、1億2,000万円を最後に令和3年度からは、これが0になるということです。オレンジの部分については、地方債充当分と書いておりますが、市の借金の返済に充てる交付税ということになっています。村上市では借入れをする時には、主に過疎対策事業債。よく過疎債と言いますが、これを借りて事業などを行っております。過疎債は、返済の時に返済額の7割を普通交付税で補てんしてくれるという有利な借入れとなっております。水色の部分は、その他の部分ということですが、障害福祉サービスや介護保険などの社会保障経費。これが増加しておりまして、その他のこの交付税の額が合併時と比べて28億8,000万円増加しております。合併の恩恵が少なくなったのに普通交付税の総額が減っていないのは、この理由があるからということになります。今後は合併算定替、合併の恩恵が受けられなくなります。令和3年度からは通常の計算になる予定であります。もう1つは人口減少というのがやっぱり交付税、普通交付税の減額に繋がりますので、これは避けられないと思います。村上市の収入の40%を占めるのが地方交付税ですので、交付税制度の変更が村上市の財政に大きく影響していく状況にあります。

次に、村上市の歳出。支出についてです。4ページですが、歳入と同じく令和3年度の一般会計当初予算の歳出。支出の内訳となります。主なところを見ていきますと、第1位は人件費で全体の20%を占めています。正規職員の給料と会計年度任用職員。いわゆる、臨時パートさんの報酬、手当も入っております。第2位は繰出金ということで、全体の20%を占めております。村上市の特徴的なことですが、繰出金が非常に多くなっております。特に下水道事業にかかる繰出金が多くなっておりまして、これまで整備してきた下水道や集落排水事業の返済金に対する負担が多くなっております。第3位は物件費。物件費は、物にかかるお金で、委託。外注の経費。これが大部分を占めています。第4位は扶助費。扶助費は、生活保護や医療費の給付などの経費ですが、近年、障害者福祉サービス関係経費が増えておりまして、扶助費が増加する傾向がございます。第5位については、公債費。公債費は、市の借金返済の経費となっております。

次に、歳出の中の公債費。起債償還額とも言いますが、市の借金の返済に充てるお金についてです。資料は5ページになります。合併してから、これまでの公債費いわゆる借金の返済額の推移となっております。グラフを見ますと返済額は合併時よりも少なくなってきました。オレンジの部分については、交付税算入額で、借金の返済について地方交付税が補填されている部分になります。これを除いた青い部分。これが実負担額でして、これも合併時よりは減っています。先ほども説明したとおり、過疎債などの有利な借入れをすることにより実負担額が年々減少しておりましたが、平成30年以降、横ばいで推移している状況です。一般会計の返済額につきましては、令和4年、5年度と一時的に増加する予定ですが、その後は減少していく試算となっております。今後も過疎債などの有利な借入れを最大限に活用して、将来の負担が少なくなる財政運営を考えております。上の折れ線グラフは、実質公債費比率といいまして、市の借金返済の良い悪いを示す指標として全国的に使われている指標ですが、この指標も合併時より良くなってきました。

次に、市債年度末残高と将来負担比率の推移です。6ページをご覧ください。市債は市の借金で、その残高の推移ということになります。市の借金の残高は合併時から減少しているものの、ここ数年は、少し上昇傾向から横ばいというような形で推移しております。ここで見ていただきたいのが借入金の

種類についてですが、はじめに1番下の青い部分。青い部分は、臨時財政対策債で、先ほどの交付税のところでも説明しましたが、交付税の代わりに発行しているもので、返済については全額、交付税で補填される借金となっております。合併後、増えていましたが、平成25年度以降は横ばいで推移しております。次にオレンジの部分です。オレンジの部分は過疎対策事業債、先ほどから出てます過疎債の残高となっております。返済額の7割が交付税で補填される有利な借入れを利用することとしていることにより、過疎債の残高は増えております。黄色い部分は通常の借入ですが、反対に激減していることがわかります。合併時に多かったのは、その他の起債。借入金です。通常の借入金の返済が終了していき、残高が減り続けていますので、実質的な負担は減少していると言えるのではないかと思います。残高については、建設事業などの借入により左右しますが、一般会計の起債残高は、横ばいから減少傾向となっております。上の折れ線グラフは将来負担比率といたしまして、借入金を中心とした、将来にわたる負担、これを示す指標となっております。合併時から減少していきまして、ここ数年上昇傾向にありますが。令和2、3年以降は、減少する傾向で見込んでおります。

次に、年度収支の推移です。7ページをご覧ください。これまでの村上市の収支について見ています。この表で見ていただきたいのが、グラフの下段の方ですね。実質的な単年度収支額をご覧くださいと思います。年度収支の額については、前年度からの繰越金や基金。いわゆる貯金への積立金と貯金の取崩しに左右されますが、この表ではそれを除いた実質的な単年度の集計ということにしております。合併してから27年度まで黒字が続いてきましたが、28、29、30と3年間で、赤字が続いていきました。やはり地方交付税の減額というようなことが響いていますし、加えて平成29年度は大雪の年でありました。その収支については、除雪にかかる経費も左右されていると言えるかと思えます。市では28年から30年の赤字。これを受けまして、令和元年度からの予算については節約といたしまして切り詰めた予算編成をしております。それに加えて令和元年度については逆に消雪の年でありましたし、令和2年度については地方交付税が少し増えたということもありまして2年連続でプラス収支となっております。2年連続のプラスとはいえ、今後の収入の行方が見通せないことや、現在の予算がかなり詰めた予算になっていることを考慮しますと、安心できるような状況ではないんだと認識しているところでございます。

最後に、基金年度末残高の推移ということで、8ページをご覧ください。基金は市の貯金ということになりますので、その残高についての推移を示しています。合併以後、基金への積立貯金を行っていきまして、市の貯金が平成27年度にピークとなっております。28年度から30年度までは赤字補填のために貯金を取り崩して充てたということになりまして、基金の総額は27年度のピーク時と比べますと27億7,000万円が減少しているということになります。水色の部分が財政調整基金ということで、本当の財布というような貯金になるのですが、これは令和元年、2年と持ち直しております。一方、黄色のその他の基金。その他の特定目的に使うための基金。これが減少しております。総額では元年、2年度はほぼ横ばいで推移しております。

走り走りの説明でお聞き苦しい点がございましたかと思いますが、以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(委員長)

ありがとうございました。事務局から現状と財政の状況についてのご説明いただきましたが、これに

ついてご質問、ご意見はございますでしょうか。多分、後段部分は特に分かりにくいもの、一般的には地方財政と分かりにくいものですので、ここで何か聞いておきたい件がございましたら、ご質問いただければと思います。

(なし)

よろしいでしょうか。一点だけ。間違っていたら指摘してください。依存財源と自主財源という話があったと思うんですけども、自治体の財政は自主財源があるからといって、市税をそう簡単に上げられるかというところと上げられないし、税の税率を上げることができるかというところと上げられないです。固定資産税の税率もそう簡単に上げられるものではないですね。あの上げられないわけではないんですけど、そう簡単に上げられない。したがって、お金がないからといって税金を上げればいいじゃないか論は通用しない。第2点目は依存財源と書かれている国から移転財源と呼ばれるもので、国は計算式に基づいて交付してくれる金額で地方交付税交付金と呼ばれるものです。したがって、国の基本的な考え方に基づいて交付されるものなので、国の考え方が変われば、この金額は減少したり増加したりするということになるということです。で、その細かいことを言い出すとキリがないのですが、例えば、計算する時に東京と村上では雪が降るか降らないか。これが違うので、道路の加算が計算式は係数を入れて計算し直してくれる。計算式を入れて計算し直してくれるので、東京都は違う計算でお金が入って来る形がつけられているということですね。なんです、この単価の計算の係数、かける数字1.5とか1.2とか1.0とかというのを変えれば、金額がどんどん変わってくるということなんです。ですので、そういう意味で依存してるんですね。ですから、村上市で決められない。全く決められないところがあることなので、確かに現状はなんとなく良さげにというか、それほど悪化しているようには見えないのですが、これからどんどん悪化する可能性は否定できないというところなんだろうなというふうに僕が見たのですが、それでよろしいですか。

(はい。)

ありがとうございます。この辺りの話は、何度も聞かないとわからない話ですので、質問があるときには、委員の皆さんからおっしゃっていただければと思います。

7 理念の整理

(委員長)

次に7の理念の整理のところに入りたいと思います。事務局から説明をお願いしたいと思います。

(五十嵐室長)

次は日程7理念の整理になりますが、ここでは委員長とその対談形式というような形で進めたいと思っています。若干機の配置を再び変えますので、今しばらくお待ちいただければと思いますので、よろしくお願ひします。

(委員長)

そういたしましたら、理念の整理についてです。市長より行政改革大綱について諮問を受けたところでございますけれど、諮問内容の調査に当たって、行政改革の理念についてこれの整理を市長と一緒に

詰めていきたいと思います。その進め方について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

(五十嵐室長)

私から理念の整理について説明させていただきます。資料NO4をご覧ください。今ほど村上市の市勢ですとか人口推移、財政状況について報告させていただいたところではありますが、これらのことを踏まえて、本市が将来にわたって持続するまちであり続けるため、今、何を、どうすべきかについて、15分程度、委員会を代表して馬場委員長と市長が、委員長から市長に質問させていただいて対談していただくということです。その中で理念の整理をしていただきたいと思います。それぞれの委員の皆様におかれましても、そのやりとりを通じて一緒にお考えいただき、次回以降の審議につなげていただければと思います。また、本日の議事の最後のところで、次回以降の審議に必要な資料、データ、こんな視点のものが必要だというものを、委員の皆様それぞれからオーダーを受けたいと思っています。それらのことも含めてお聞きいただけるとありがたいと思っています。それでは、馬場委員長の進行で始めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。それでは理念の整理というところでNO4をご覧くださいながら市長さんに質問をするという方法をとりたいと思います。前段として、皆さんもお気づきだと思うのですが、行政改革という言葉は行政を改革することなので、考え方として別に減量経営だけを意味して…。減量経営は、削っていくことだけを意味しているわけではなさそうだと、皆さんもなんとなく気づいておられるかと。多分、今回の行政改革大綱を作るに当たって、まずはこの部分について、市長さんから概括的にその行政改革。何度か今日もお話して下さっているのですが、市長さんが考える理念をもう一度皆さんに語っていただけるとうれしいなと思うのですが。

(市長)

はい、ありがとうございました。委員長からフォローいただいて。削るだけでないんだ。まさにそのとおりで、先ほど事務方からの説明の中にもありましたが、社会が変化する中で必要なサービスが…。それも変化しているというのがあります。ですから、病児保育施設であるとか、例えば土曜日、日曜日も保育園で預かってもらいたいとかですね。村上市の場合、現状土曜日だけですが、以前は無かったものが出てくるんだということですね。なぜ、それが出てくるのかというと、福祉は高齢福祉だけでなく、現役世代。生産年齢人口に対する福祉も当然あるわけで、一般的な行政サービスが福祉全般だというふうに私は理解をしているのですが、そういうところを積み上げていくことが本来必要であって、それが時代の変化とともにその内容も変化している。それに臨機応変に対応する。レスポンスよく対応していくという状態を維持していくことが非常に重要だと思っています。特に、その中でも自力で生活している部分はオーケーなのですが、ちょっとだけ手を差し伸べなければならない部分。そこが行政の担うべき業務として、しっかりと対応していくことが必要なんだろうと。子育ての部分。子供たちをしっかりと成育させていくことに関しては、教育になるわけですので、健康に産まれて、その後しっかりと教育を受けられて成長していける。トータルで言いますと、村上市パスノートという制度をスタートさせているのですが、パスノートというのは生まれた子がすべて持つノートなんですね。その

後の成育に合わせて色々な。例えば順調な成育や残念ながら障害が発見されているとかを速やかに発見して都度早急に対応していくサービスをしているのですが、人生を送る中でいろいろな局面でしっかりとした行政サービスが、福祉のカテゴリーで届いているということが重要だと思っています。それをベースにしながら、それに必要なハードであったり、制度であったり、そういうものを整理していくことが必要でないか。産業部分については、抜いて発言しておりますが、市民の生活という概念から言うと、そのところが非常に重要。それがやはり根幹に必ず存在してそれが誰でもわかる。誰にも伝わっていく状態を維持することが大切だというのが根本的な考え方です。

(委員長)

ありがとうございます。今のパスノートというのは、多分、道のパスですね。道のパスだと思うが、そういう考え方があるのかと思って伺っていました。そこで、ポイントになるのは、市長さんがおっしゃったとおりで、変化に対応するんだということ。変化していく上で、充実させなければならないということだと思うのですが、逆に、先ほどお話したように、財源は有限。打ち出の小槌が無いとなれば、ある程度付け替えていくことができる部分については、できない部分も多いのですが、付け替えていかざるを得ないと考えなければいけないと思うのですね。ある部分に変化が生じて、ここに必要なものが多くなったので、逆の変化が起きていて、この部分を少し減少させていく必要があるということもないわけではないだろうと思います。そこで、それをうまく考えていくことで、資料4でこのような枠組みがあるのでないかと、整理をしてくださっていますので、この点についても市長さんから少しお話をいただくと。変化に対応することを考えたとき、どう対応していくのか。今のところ、村上市としてはこのようなことが理念としてあるのではないかとのお考えだと伺っているので。それについて少しお話しただければ。

(市長)

具体的に話した方がわかりやすいかと思しますので、1つの例をあげさせていただきます。高齢者の皆さんに、ゆったり塾という形でお風呂に入っただき、入浴券を配布しておりますが、一律に配布していたものを、特定健診を受診して健康な体作りに貢献いただいた方にしましょうという形に変えました。これこそ悩ましい部分ですよ。誰でもが行政サービスを受けられたものを、こういうことをクリアしなければ届かないのだという仕組みにしたのです。我々行政としては、そういったことに取り組むのは、非常に勇気がいります。市民の皆さんも、有るものが無くなり、条件が付いて受け取れるという形に変化させることに対しては、そんなことしなくてもいいのでないか言いがちになるのですが、それをあえて言う。その結果として、特定健診が進むというインセンティブを發揮できるようにシフトしていくことが必要なんだと思っています。比較的有効に機能し始めているのでないかと思っています。そうした日々の生活、市民の生活の中で、ある程度一定の目的が達成されたので、これが100%であればいいのですが、行政サービスが100%うまくいくことはありませんので、ほぼ大多数のメンバーに想定したサービスが行き届き、効果がある程度發揮できたものについては目標を達成したことになるわけですので、極端な話、無くなってもいいのだと思います。感覚的には今あるものがなくなるのは、先ほどの公共施設も同じなのですが、寂しいとか、サービスの減退とか、マイナス側だと捉えがちになるものですから、そこをどうクリアしていくべきか、非常に大きな課題ですが、これらを含めて今

われわれが直面しているいろいろなソフト、ハードを含めてこういう状況なんだ、ということを明確に説明していく必要があると思っています。それとセットで、安定した財政運営と書いてありますが、財政。これがやはりみんな関心のあるところであります。先ほど先生から厳しいご指摘がありました。我々も日々情報収集に努めながら、来年の予算をどう組めるのか。今のルールがどうなっていくのか。1つの例としては、先ほど来説明しております過疎債ですが、今年の3月31日までの時限立法であり、切れる予定だったわけです。切れれば、過疎債は令和3年度以降、使えませんでした。そこで、我々全国の市長会、また、全国町村会を含めて国土の均衡ある発展。国民がどこにいても一定程度の生活を享受できるよう過疎債が運営上欠かせないものだと活動してきました。これを広く活動した結果として、政府で新たな法律を作ってください、過疎債がまた活用できるようになったということです。ですから、こういった取組を進めながら、他方でしっかりと予算を確保していく。その原資を確保していく作業も必要ですが、冒頭申し上げましたとおり、村上市がこれまで標準的な一般会計ベースで約300億円という予算を組んできました。このラインを維持していくための安定的な財源、財政運営。これがセットでなければ、いくらやりたくても、いいことを言ってみても、そこだねと言われても、お金がなければできませんので、これを両建てで皆さんにお示しをしながら進めていくことが行政改革の一丁目一番地かと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。今、過疎債の話が出たので、少しだけ僕もお話しさせていただくと、過疎地域が増えれば、多分この過疎債は過疎債でなくなっちゃうんですね。過疎地域に出しているの、今は過疎地域だから優遇しましょう。という形で交付税措置をしてくれる。交付税措置というのは、交付税で面倒をみてくれる。後々、支払いを交付税で面倒みるという恰好なんですよね。でも、どこの地域も過疎になっていけば同じでしょ。という話になってしまって、もう出てこなくなることだってあり得るし、金額がどんどん減っていくということもあると思うのです。過疎債がどこまであるかは、それは僕らにはわからないところではありますが、そういうところは市長さんが全国市長会に行かれて、いろんなことを伺っておられて、そこでの情報収集の方がよほど強いと思うと考えたときに、どの程度削ったらいいかはわからないので。ただ、市長さんがおっしゃった300億というベースをなんとか維持できる形で。ただ、いろいろな新しい時代の変化に対応する行政。僕らの言葉で行政需要という言葉を使うのですが、行政需要が生まれ、300億円で新しい行政需要に対応するとなると、必ずどこかが行政ではできなくなるので、民間にさせていただくのか。広い意味で言えば市民の方をお願いすることもあるでしょうし、全部行政ですることができないことも出てくると思われま。今回、行政改革大綱を作り、市民の方との関係。合意形成でどのように市長さんは使っていきたいと思っておられるか。その書き方が難しい。難しく書こうと思えばいくらでもできて、皆さんから言っていたことを僕が難しい言葉に変えることはいくらでもやります。ただ、それで良いのか。それとも、平易な言葉を使って市民の方にも説明できるようなレベル。わかりやすさと内容が無いことは違う部分があって、わかりやすくすることで、説明すべき部分がなくなることもあるのですね。先ほどの財政の部分ではすごく難しい表現でしたが、そういう単語が出てくるのはしょうがない。それをなくして、国の借金とは。市町村の借金は。と言ってしまうと意味が違ってくるので、そうではない言葉遣い。特殊な言葉遣いを使わざるを得ない部分があるかと思うのです。それでも平易に書いていくやり方と、最後だけを目指せば、一応そういう程

度のことが分かる前提。そういうやり方もあると思いますが、市長さん。これをどのようなやり方で使われようとしていますか。

(市長)

これは、役所だけのものでなく、市議会。議会サイドだけのものでもないし、本来は市民の皆さんとそうだよねというように、お互いに痛みが生じる可能性はありますが、多少の痛みをみんなで支え合いながら、将来に向けて、これだったら行けるというところを、共有したいと冒頭で申し上げました。市民の皆さんがわかるような恰好でない、なかなか難しいのでないか。ですから、委員の皆さんにもこのところをお願いをしたいと思います。やはり、誰が見てもわかる平易な表現で。加えて申し上げますと、しっかりとしたデータに基づいた、分析に基づいた背景が見える形。先ほどの人口であっても、財政であっても数値的なグラフで見せていますが、そのグラフが、ああなるほどこういう構造になっているのか。という理解ができる表現。先生のいうとおり、若干、制度がこうなっているので、そう言わざるを得ないという表現は当然あるのですが、例えば過疎債で10億円の事業をするときに、一般財源0円。10億円の過疎債で全部充当できるのです。これは、ハードでもソフトでもいいのですが、10億円かかるものを全額過疎債が充当できる事業でやると、7割は交付税で返ってくるので、3億円分の自主財源を用意して返済を考えればいいという形になるのですね。そういう仕組みなんだということを理解していただきながら、先ほどのグラフのように見せていくことが重要なんだと思います。

これが100%自主財源でできれば全く心配はいらないのですが、自分のお財布ですからコントロールすればいいわけです。そうでない中で財源を活用しながらやっていることを見えるようにすると、同じものとして見ているものについても違った見方ができるのかと思います。後ほど時間があるときに資料として整理していただければと思うのですが、例えば村上総合病院の建設に村上市では20億円の基金を頑張って積んでいました。建設費が120数億円かかっていたので、そのうち20億円を基金から建設費の支援を行ったのですが、20億円を貯めていたので、市税や毎年の繰り越しでの不用額を、余してきたお金を貯めてきた。それをほぼ全部過疎債に切り替えました。20億円自力で積んだ基金でなく、20億円過疎債で事業を実行できれば、そのうちの7割は逆に国から返ってくるわけです。ということは、20億円の3割は使いましたが、7割は使わずに済みましたという形になるのですよ。現実問題。ですから、市は財政運営をしながらできるだけ有利な方法で、これまでもやってきました。これは、職員の知恵ですよ。そういった職員の知恵を総合的に集めてきたものが、さっきのグラフにつながっているのだという、背景の部分が可視化できるといいのではと感じます。少し話が横道にそれて長くなりましたが、裏付けとなるデータがしっかりと明らかになっている。そういった表現が非常に重要だと思っています。

(委員長)

ありがとうございます。そういう形でこれから議論をしていただいて、行政改革の方向性。どうふうに考えていくのか方向性を提示していくことが我々に課せられた役割になるかと思っています。そのときに、理念の整理。資料ナンバー4で見ていただいているものが、一般的にどこでもこう考えるのですね。結局、どこから始めるかといっても、どこから始めるわけでもなく、考え方としては、鶏が先か、卵が先か的なものなので、どこから始めるかというのはあるのですが、一般的には、効率的な組織

内部の運営をうまくやって、なるべくコストが少なく効果が高まるようなことをやりましょうから始めるのですが、それでは賄い切れないことが当然あって、そうすると、先ほど市長さんがおっしゃったとおりで、建物が老朽化して手を入れなければならないが、手を入れるお金はないかもしれない。そうすると、適正配置なり、適正管理なりをしていくことが必要になるでしょうし、そのときに、今までならお金がそれほど取らなかったものを多く取らなければならないこともあるでしょうし、逆にある人に対しては少なく取るってということも考えられることですよね。今までは一律のこういう金額だったが、儲けようという考え方もあるだろう。そういうことをやることで、安定した財政運営が図られていく。これからも同じなことは多分ないだろうと。1950年代に9万人だった人口が3万人台になって、全く同じなんてことは、まず想定できないだろうと思います。ただ、それでも人々の生活がある一定程度の水準で担保されることがやはり必要だと。市長さんはそうおっしゃっているように僕は感じています。

(市長)

まさに、そのとおりだと思っております。その時代を生きている人たちの豊かさもあるわけで、自分が育ってきた環境とか背景もある。それを劇的に変化させて我慢してください是不条理だと思いますので、今をしっかりと維持するためにどうあるべきか。さきほど、先生も触れていましたが、同じ使用料でも刻みを設ける。保険料、賦課分についても刻みを設けるなどもひとつの知恵であろうと思っています。それを後退したと捉えるか、みんなで支え合って生きていくために必要な手法のひとつだと捉えるかで、行政サービスの提供の仕方とその理解の仕方が違うと思うので、そんなところも含めてやっていく必要があるのだろうと思っています。極端な言い方を先ほどしましたが、行政サービスについて、行政目的が達成されたもの。まだその過程のもの。様々なものがあります。正解の表現かどうかわかりませんが、1950年代から2020年の時代で変化している部分が当然あるわけですから、その中での優先順位も当然変わり、必要なものも変わる。そういったものに対応しながら、今のわれわれが生活していく上で最も必要であるものを最優先にしながら、豊かさも合わせて享受していただけるような環境づくり。これを目指していくことが本質的なんだろうと思っています。

(委員長)

ありがとうございました。長々と話をしてしまいましたが、市長さんが今おっしゃったような方向性で、市民の方々にわかりやすく伝えられる側面も含めて、ここにいらっしゃる委員の皆さんでやっていただく。僕が言っても何を言っているかわかんないことも多いので。例えば場所の名前言われても全く分からないですし、あそこはこういう地目で、こういう水が出るとか。乾燥しているとか。そういうことも全く分かりません。ですから、地域特性に合った形での改革の方向性を。改革というのは、最初に申し上げたとおりで、市長さんもおっしゃってくださったのですが、削るだけではなく変えていくことで、その地域をうまく、僕の言葉で言うとマネジメントという言葉を使うのですが、うまくやりくりしていくことができるような。そういう考え方を最終的に提示ができればと考えています。市長さん最後に何か。

(市長)

とは言いながら非常に難しい作業だと思っています。そこをしっかりとめ上げていただきながらですね。あの共にだと思えます。これは皆さんにお任せするというのではなく、共に作り上げていくスタンスでこれを進めていきたいと思っています。行政を運営するのは我々でありますので、その中で市民の皆様方の色々な声を反映していただいた成果として。そういう形で出来たものをしっかりと市民に届けて、ていねいに説明していく我々の責務があるわけでありますので。それがぜひ、これから将来に向けて村上市がしっかりと持続できる。持続するまちであるという証であるという形で使ってまいりたいと思っておりますので、そのところを最後に皆様方には難儀ではありますが、お伝えして私の最後のお願いとしたいと思っています。ありがとうございました。

(委員長)

それではここで、いったん事務局にお返しをしたいと思います。

(斎藤係長)

ありがとうございました。委員長と市長に理念の整理を踏まえた中でご議論いただきました。今後の委員会を進めていく上で、今の話を参考に前に進めていただきたいと考えております。大変ありがとうございました。ここで市長退席となります。

(市長)

皆さんありがとうございました。よろしく願いいたします。

(委員長)

休憩を取らせていただきます。場所の展開がありますので、5分程度の休憩後、4時5分頃の再開としたいと思います。

8 議 事

(1) 村上市行政改革大綱の策定イメージ

(委員長)

再開をさせていただきたいと思えます。8の議事に入りたいと思えます。はじめに(1)の村上市行政改革大綱のイメージについて、事務局から説明をしていただきたいと思えます。よろしく願いします。

(斎藤係長)

それでは、資料N05に基づきましてご説明させていただきます。この資料は、市の行政改革大綱2022の策定イメージになります。行政改革大綱は今年度作成しております、村上市の最上位計画となる市総合計画に基づく持続するまちの取組に当たりまして、総合戦略とともに車の両輪のように取り組む方

針となります。計画期間は、令和8年度までの5年間になります。また、行政改革大綱とは、効率的な行財政運営や効果的な行政サービスを実現することを目的として行政改革を推進していくための基本となる大きな方向性を定めたものとなり、この大綱を基にして改革を進めていく各種計画が作られることになる重要なものとなります。先ほど委員長と市長で理念の整理を行いました。先ほどの資料を読んでお示ししました理念をベースとしまして、財政シミュレーションや様々なデータを用いて現状分析、課題の可視化を行い、大綱を策定していきたいと考えています。先ほど来、お話が出ておりますが、大綱は行政側で素案を示してその素案に対して委員の皆さんからの追認をいただくのではなく、委員の皆さんからの様々な意見をいただいた中で大綱を作り上げていきたいと考えておりますので、今回は資料ナンバー5のように大綱のイメージ図としてお示しをさせていただきました。ページ番号がなく申し訳ありませんが、1ページ目をご覧ください。

こちらには、持続する行財政運営に向けて市としての考え方を記載したいと考えております。下の欄には総合戦略と行政改革を重点戦略として、歯車のように両輪で動かすことで市の総合計画とリンクすることをイメージしたものになります。続いて2ページ目をご覧ください。こちらは、計画期間と推進体制になります。計画期間につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間となります。推進体制は市長を本部長とする行財政改革推進本部から、本委員会であります行政改革推進委員会に諮問。諮問内容について委員会から答申を受けるという組織体制で動いているものであります。3枚目になります。こちらでは、5つの柱と具体的な取組を明記するものであります。先ほどの5つの理念を基本的事項としまして、それぞれの理念に対してどのような取組が必要になるか、委員の皆さんから活発なご意見をいただければと考えております。4枚目以降につきましては、必要となる取組につきまして、具体化した説明文を落とし込んでいきたいと考えております。なお、具体的なアクションプラン。実施計画につきましては、大綱には搭載せず個別計画に委ねていく考えでおります。以上、簡単ではありますが、策定イメージについての説明を終わらせていただきます。

(委員長)

はい。ありがとうございました。今のイメージについて、とりあえず質問していただければと思うのですがいかがでしょうか。一応市側から提示されているこのNO5ですが、全く何もないと僕らも考えようがないので、一応こうなのかというものを提示していただいたものです。今のところ、理念を一応整理した理念の整理と書かれているナンバー4が一般的に考えられるところだろうと。これを基本の柱として。皆さんで議論をしても、柱から外れるものがある可能性もないわけではないのですが、一応考えて、こういうものを考えていこうと提示させていただいたわけです。3ページ目の3つの柱と具体的な1, 2, 3, 4, 5, と振られているのですが、これは別に1番から始まってということではなくて、便宜上1からここに書いてあるということによろしいですね。「はい」事務局) この順番も変更というか、どういうふうに書いてもいいのだろうと思います。で、そのときにどういう理念で考えていったらいいのだろうかということ、1, 2, 3には3つずつありますが、別に3つじゃなく4つでも5つでも良くて、1つの可能性もあります。さらに、事務局から説明していただいたとおりで、僕らはどここの施設をどうするという話をしないというところがポイント。どここの施設は、このマネジメントプランに上がっているように。どういうふうにするかというのは、別の機関での話である。別の機関で考えるときに、こういう理念でその施設を捉えてみたらどうだろうかと参照できるものが我々のこ

のプラン。行革大綱になるということなんです。もし、削減するだけであれば、僕みたいな人を入れるのは、この委員会ではなくその下の委員会に入れるといいんですね。なぜかと言うと、どこのことも知らないの、地図見てこれいらぬと言えぬからです。でも、そういう委員会に僕がいるわけではなくて、ここで理念を考へる委員会に呼んでいただいたので、どのように考へ、これから行政サービスを展開していったらいいかを皆さんと一緒に。市長さんが持続可能と。今流行りの言葉でサステイナブルなという言葉で使われていますが、どう持続可能な村上市をどう作っていたらいいかを考へたらいいのだろうと。そのときに、当然のように今までと同じじゃないかもしれない。付け替へることで、全体として昔ほどでないがやっぱりちゃんとした村上市だよぬと言えぬまちにしていこうというのが、市長さんの思いだろうと、先ほど議論をさせていただいて感じているところでもあります。そのような形でこの大綱を作っていくこととなりますので、皆さんからこういうものが必要だ。これではわかんないの資料が必要だ。そういう質問が出てくるかと思ひますので、現状で、大綱のイメージについてご質問があれば出していただければ。もし、今見たけど、ちょっと考へてみたいということであれば、その次の委員会が始まる前までに事務局に問い合わせさせていただくと、事務局からの返事。次の委員会でこういう意見が出る。質問したものを、みんなで共有しておきたいんだという話にもなろうかなと思ひますので、後で質問を事務局にさせていただければと思ひます。それでは、そういうことを前提にして2の策定スケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

8 - (2) 策定スケジュールについて

(斎藤係長)

続けて資料ナンバー6に基づきまして、策定スケジュールについてご説明します。今回の大綱につきましては、令和3年度中の策定となりますので、今年度中に5回程度委員会を開催したいと考へております。本日は1回目の委員会であり、先程市長より委員会の方に諮問をさせていただきました。2回目につきましては、9月の中旬から下旬頃、以後、毎月一回程度開催して12月に答申をいただきたいと考へております。その間、行政側の作業になりますが、住民の方に大綱案を示し、意見をいただくパブリックコメントを実施。市議会への説明を行いたいと考へております。パブリックコメントとは何かと申しますと、市の政策形成過程において公正であることの確保とともに透明性の向上を図ります。市民の市政やまちづくりへの参画を推進することを目的とした市民意見公募となりますので、これを行いたいと考へております。項目2の個別計画ですが、本日の1回目の委員会では、事務的な手続と理念の整理。市勢や財政状況について説明をさせていただきます。次回以降につきましては、委員のみなさんのご意見を頂戴しながら、具体的な取組内容の整理を進めてまいりたいと考へております。また、一番下。時期は未定ですが、公共施設改革、公共施設マネジメントプログラムの進捗についてのご意見を頂戴できる機会も設けることができると考へております。また、具体的な取組内容の整理等に当たりまして、みなさんからのご意見を出しやすい雰囲気づくりも考へていかなければならないと思ひますので、ご協力の方よろしくお願ひいたします。以上簡単ですが、スケジュールについての説明を終わりたいと思ひます。

(委員長)

というスケジュール感でやっていこうということです。ただエンドが決まっているのでエンドは変えられないのですが、足りないということになれば間に入れるということも考えられるということですよ。一応5回でやろうとしているということですが、足りなければ6回になったり、7回になったりするということも想定されるということです。これについて何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。そういたしましたら3で審議に必要な資料について事務局からお願いします。

8 - (3) 審議に必要な資料について

(斎藤係長)

こちらにつきましても、先ほど来、委員長からもお話がありましたとおり、必要な資料とかデータの方は我々が一方的にお示しさせていただくのではなく、委員の皆さんはそれぞれ専門的な知見を持っていらっしゃると思いますので、それぞれの立場の中でこういうデータが欲しいとか、こういう資料が欲しいといったものがありましたら、どんどん事務局の方にご提案いただければと思っております。プッシュ型ではなくて、プル型での運営を進めることで、よりよい大綱策定ができればと事務局では考えております。今日、一方的に説明をさせていただいている中で、今日すぐにこの場でこういう資料を欲しいというお話は、なかなか出にくいのかなと思いますので、後日事務局の方で、いつでも対応させていただきますので、どんどんご意見いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明終わらせていただきます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。これについて質問はございますでしょうか。もう既にこの段階でこういう資料がほしいよねというのがあれば、出していただければ、それはそれで事務局としてありがたいと思うので、何かありますか。

(本田委員)

すみません、委員長にお伺いしたいのですが、5番の安定した財政運営のところ、例えばふるさと納税に関するものが具体的な取組として当たるかどうか、お聞きしたいのですが。

(委員長)

どうでしょうね。財政。ふるさと納税ってどういうふう。実態的に村上市かどうかは別にして、ふるさと納税って、そもそもその自治体にとって、どの程度プラスになるものなのか。

(本田委員)

プラスだけではなくて、これは実際、税収が失われているということです。よそにというか、個人がよその自治体にすることによって、本来、村上市に納める住民税が控除されてしまうということになるので、税収が失われているということもあると思うんですけど。

(大滝課長)

本市の場合は入ってくる方が、よそに出ってくるより余計になって。

(本田委員)

それがこの具体的な取組として挙げるべきものなのかどうかっていうと。

(委員長)

これ、皆さんが議論していや入れるべきだと、もっとそのやれることとして。ゲームのルールが変わるかもしれないのですが、今のところゲームのルール変わっていないので、このゲームのルールの中でどうやって安定した財政運営をやっていくうちのひとつの選択肢だろうと思うので、挙げてもいいと思います。

(本田委員)

例えばそれがまあ取組として挙げられるのであれば。それに関する資料ですね。例えば直近5年くらいの受けた寄附金と控除で失われたものとか、そういうものが可視化できるのかなっていうのをちょっとお聞きしたかった。

(大滝課長)

用意できる資料は用意させていただきます、参考までにですけど、3億5,000万円ぐらい入ってきます。ただ、そのうち半分は経費として出ます。

(本田委員)

返礼品として

(大滝課長)

返礼品ですとかいろいろな手数料ですとかでございますので、単純にまあ大体半分ぐらいは残るのかなと。

(本田委員)

新潟県で言うと、燕市が1位で、もう2桁の億の税収が。

(大滝課長)

間違いに燕市さんが大きいです。

(本田委員)

そういうふうに、もっともっと、もしかしてできることがある。ここで載せるべき取組ではないといふのであればいいのですが、ただ、素朴な疑問でどうなのかと、今ちょっとお話をさせていただきました。

(委員長)

とりあえず出せるものは全部出していただいて、それをうまくコーディネートして。行政改革大綱とすればいいと思うので、とにかく皆さんの知恵をここで出し合うのが、まずは大事だろうと思います。そういうのは、全く僕にはこの地域のことはそういう意味ではわからないので、そういったことを出していただくことがすごくいいことでないかと思います。

(本田委員)

資料として拝見できるのであれば、見せていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。他に何かこのこういう資料があったらいいよねっていうのが。僕も色々考えたのですが、市長さん、事務局の方もおっしゃっていましたが、村上市は地域特性がある意味特殊なんですよね。香川県と同じ広さのところにも人口が5万何千人しか住んでいなくて、しかもそれが疎らに住んでいる。どこかに5万何千人が真ん中に暮らしてるわけではなく、疎らに住んでいる状況で香川県と比べてみますかと言っても、あまり意味がないことになるので、そういう意味で類似団体、似通った団体ですよね。似かよった団体があるのかといっても、なかなかこれが見つけにくいので、ほかのところと比べて財政規模はどうなんだとか、職員の数がどうなんだと言っても、これもなかなか厳しいなと思いつつながらどんな資料があるかと考えています。また何かあれば事務局の方をお願いしようと思っていますが、比較するのが案外難しい市なんだろうと思います。

他には何かありますか。とりあえず資料として。

そういたしましたらまたそのお気づきになったところで、事務局の方にご連絡していただければと思います。

9 次回委員会の開催日程について

(委員長)

次に9の次回の開催日程についてですが、お願いします。

(斎藤係長)

先程お話をさせていただきましたが、9月の中頃から下旬にかけて2回目の委員会を開催したいと考えております。具体的な日にちにつきましては、今後調整させていただきますので、また皆様方にご案内したいと考えております。委員会の方法としまして、ズームを使って開催したいと考えております。ズーム対応できない方につきましては、こういうパターン、会議室においていただいて会議に参加いただければと考えておりますので、皆様にご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

はい、ありがとうございます。そうすると、ズームで、ハイブリッドでやると考えた方がいいですかね。ズーム使えない、状況的に使えないという場合にはこちらに来ていただいて、そこにズームの設備を設

置いて皆さんがズームでという形になろうかと思います。
そういたしましたら、その他ですが、何かございますでしょうか。

10 その他

(瀬賀委員)

本来なら市長さんが在籍のときに聞きたかったのですが、途中で帰られたので総務課長でおわかりでしたらお聞きしたいのですが、村上市は12年前に合併しまして、その中で合併しなかった関川村と粟島浦村。私はその12年前に合併するしないで、ちょっとそこに関わった人間だったものですから、このときに様々な意見が出た中で、先ほどから出ている過疎債。それから1番優遇されている離島債。特に粟島浦村は離島債が1番いいということで、我々はしないよという決断をされたわけですが、そんな中でこの村上市のこの行革の委員会を進めていく。それから大綱を決めていくという道筋の中で、この2つの村は果たして今後村上市に入ってくるのか。12年前の話だと、いつか機会があればというような当時の村長さんは発言をされたのですよ。その後、市長さんとこの2つの村の村長さんとの間で様々な話がなされているのであれば、そこら辺の状況をお聞きしたかったということなのですが、総務課長いかがでしょうか。

(東海林課長)

関川村さんは確かに人口が減っています。粟島浦村さんは、まあ、人口的には他所から入って来るといっても減っていると思います。当時の合併の議論があってから12年経ったということですが、その後、合併するとかしないとかという議論。話が今出ているということは無いと思います。現段階では、そういった話は実際にはないということで、承知しております。

(瀬賀委員)

細かい施設の統廃合の話も先ほどの書面に出ていましたが、その中で旧荒川郷のゴミ処理場の跡地がそのまま残っているのですね。当然、ダイオキシンの問題もあって。そういうことも含めて、この2つの村の方向というのが非常に、今の村上市とっても無視できないところがあるんだよね。首長同士で、なんか一杯やりながら話でも出ているかどうか、ここら辺ざっくばらんな、市長から聞きたかったものですから、まあ残念ですが、これは何か機会でもあれば、2回目、3回目のところで聴かせていただければありがたいです。

(東海林課長)

今ほど話の出ました旧荒川郷の施設については、おっしゃるとおりですね。整備の際には関川村さんも入った形で作ったものでございますし、今、ごみ処理場が新しくできましたが、関川村さんから負担金をいただいています。旧の処理場。最終処分場はまだ残っていますが、旧処理場施設は解体しておりますが、その際、関川村さんからの応分の負担をいただいておりますので、合併とは違う形でこちらの方はやっております。消防だとか火葬場関係については事務委託ということで、今の村上市が事務を受けているということで続けております。合併の話は、聞いた事がなく、今そのような話はないと

と思いますが、市長には確認してみたいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。それ以外に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(村山委員)

先程理念の整理ということで、市長さんのお話を聞かせていただきましたが、この5つ柱とさらに具体的な取組を考える上での理念が先ほどお話しいただきましたが、理念がもっと見えやすい文言としてあったほうが話を進めやすいと思うのですが。

(五十嵐室長)

こちらは、具体的取組の柱的なもの。その中には中心的な本筋になる場所が必要なんだろうというご意見だと思います。私が理念の整理に入るときに「持続する」という言葉を使わせていただいたのですが、持続するまちであり続けるための行財政運営とは、どういうことなんだろう。それを今考えましょうということ投げかけさせていただきました。5本柱の基になる理念がある議論が必要なのかもしれませんが、やはり我々がこれから考えていかなければならないことは、本市が将来にわたって持続するまちであり続けるために今どうしていくんだ。そこがやはり一番の行政改革のポイントであろうと捉えて提案させていただいたということですので、そういったことを踏まえて、その中心的になる理念のところについても、皆さんからご意見をいただければと、そのように考えております。

(村山委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他には。
どうぞ。

(山ノ井委員)

質問なんですけども。資料4番の方で、我々委員会のメンバーとして理念の策定まではしなくていいわけですか。理念の作成を。市の方で大筋を作ってもらって、意見を言うような感じでしょうか。

(五十嵐室長)

今日説明した理念の整理のところ、5つの柱。また、資料5のところ、柱というものが立ててあります。これらは、最初何もない中だと、なかなか議論が大変だろうということで、案として出したものです。ですので、変わることもあるだろう。ただ、パッケージとしては、どこの市町村も同じような仕組みで、行財政運営しています。地域特徴は違いますが。そうすると、公共施設のことですか、行政組織のこと。あとは、サービスの改善というか、事務事業評価というんですかね。事務事業のやり

方。受益者負担。財政運営。先ほど、過疎債の話も出ました。そういったテクニカルな部分ですね。行政内部でやっているのですが、市民の方にはなかなかご理解は難しい話なのかもしれませんが、テクニカルな部分も上手にやっていく必要があるんだろうな。といったことをまず柱にしているわけですが、その中で委員の皆様からご意見いただきたいと思います。先程ふるさと納税の話もございました。本当に資料のオーダーについてはウェルカムというか、たくさん言っていただき、こちらから示して、そこで市民の方の目線、あと専門的な知見の目線でご意見いただければと思います。途中で話しのあった具体策を作らないことについては、これは後にアクションプランという形で考えています。例えば、受益者負担のことでしたら、あの使用料を500円とか800円にした方がいいとか、400円でいいのでないかなというところまで及ぶと思うのですが、それはアクションプランで、この行革委員会の皆さんで作っていただいた理念を基に、行政の中で考えていくということですので、まずはどのような考えで持続するために、何が必要なのかというところのご意見をいただいて、まとめていただきたいと考えております。

(山ノ井委員)

はい、分かりましたありがとうございます。

11 閉 会

(委員長)

あとはよろしいでしょうかね。そうしましたら、本日本日予定していた内容はここまでということですので。最後、せっかくなので、閉会の挨拶を副委員長にお願いしようと思います。

(副委員長)

4時までということでしたが、長時間のお話、皆様お疲れ様でした。大変難しい行政改革という話になってきましたが、皆様のそれぞれご自分のご意見を出していただくことで、きっと進めていけるのではないかと、自分がやっていること、自分の専門だという立ち位置でお話をさせていただけると、先が見えてくるのではないかと、私もそのような形でさせていただきたいなと思っています。あとは委員長さんをお願いいたします。12月という時期が決まっていますが、皆様短い期間に大変難しい問題をまとめていただければならないのですが、協力して進めていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。今日はお疲れ様でした。

(委員長)

ありがとうございました。これで閉会いたします。